

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置  
法施行令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 窒素酸化物総量削減計画

法第七条第一項の窒素酸化物総量削減計画は、令和九年三月までに二酸化窒素に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出窒素酸化物の削減目標量及び窒素酸化物総量削減計画の達成の期間を定めることとする。 (第二条第一項関係)

## 第二 粒子状物質総量削減計画

法第九条第一項の粒子状物質総量削減計画は、令和九年三月までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が確保されるように、自動車排出粒子状物質の削減目標量及び粒子状物質総量削減計画の達成の期間を定めることとする。 (第三条第一項関係)

第三 この政令の施行期日について定めること。 (附則関係)